日光市農商工観連携・ビジネス創出促進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市の交付する日光市農商工観連携・ビジネス創出促進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、日光市補助金等交付規則（平成１８年日光市規則第５９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

　（目的）

第２条　補助金は、農林畜水産業者、商工業者及び観光業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して付加価値の高い新たな商品又はサービスの研究、開発、販路の開拓等を行う事業について、その費用の一部を補助することにより、当該事業者の新たな分野への進出及び起業を支援し、もって地域経済の活性化を図ることを目的として交付する。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内において事業を行う農林畜水産業者（農林畜水産団体を含む。）、商工業者（商工団体を含む。）、観光業者（観光団体を含む。）、ＮＰＯ法人、個人等（以下「事業者等」という。）の複数で構成され、構成員が相互に連携し、及び協働して新しい事業の創出に向けて取り組むことを目的とする団体、グループ等（以下「団体等」という。）とする。

２　団体等を代表する事業者等は、市税及び公共料金を完納しているものとする。

　（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とし、その内容は、当該各号に定めるとおりとする。ただし、国、県等の他の制度等により補助金等を受ける又は既に受けている事業は、補助の対象としない。

　(１)　アイデア創出事業　新たなアイデアをかたちにするため、専門家へのアドバイスの依頼、試作品の製作等を行う事業

(２)　アイデア事業化推進事業　試作した商品等を販売し、消費者の反応や販売先の研究等を行う事業

(３)　開発商品等販売促進事業　商品等の認知度を高め、販売促進を図るため、デザインの検討、権利の登録等を行う事業

２　前項の補助対象事業は、次の各号に掲げるいずれの要件も満たしているものとする。ただし、市長が特に認める場合においては、この限りでない。

　(１)　地域の特色及び資源を有効に活かした事業であること。

　(２)　農林畜水産業、商工業及び観光業の各業種の連携が図られる事業であること。

(３)　地域経済を活性化する効果が期待できる事業であること。

　（補助対象経費、補助金の額等）

第５条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第４条第１項の補助対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費については、補助対象経費から除外するものとする。

　(１)　団体等の運営費に相当する経費

　(２)　食糧費に相当する経費

　(３)　その他補助することが適当でないと認められる経費

２　補助金の額は、補助対象経費に２分の１を乗じた額（１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、アイデア創出事業及びアイデア事業化推進事業にあっては５万円を、開発商品等販売促進事業にあっては２０万円を上限とする。

３　前項の補助金は、一の団体等に対し、それぞれの補助対象事業について一の年度１回限りとし、予算の範囲内で交付する。

（補助金交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする補助対象者は、規則第４条に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

　(１)　事業計画書（様式第１号）

　(２)　収支予算書

　(３)　日光市税及び公共料金納付状況に関する調査の同意書（様式第２号）

　(４)　その他市長が必要と認める書類

２　前項の交付申請書の提出を行うに当たり、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（実績報告）

第７条　補助対象者は、補助事業を完了したときは、規則第１３条に定める補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

　(１)　事業実績書（様式第３号）

(２)　収支決算書

(３)　補助対象経費に係る支払いを証明する書類の写し

(４)　事業成果が確認できる成果品、写真等

(５)　その他市長が必要と認める書類

２　交付申請をした者のうち前条第２項ただし書に該当する者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第８条　補助対象事業完了後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（様式第４号）により速やかに市長に報告しなければならない。

２　市長は、前項の報告があった場合には、消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する

様式第１号（第６条関係）

事　業　計　画　書

１　申請者

|  |  |
| --- | --- |
| 団体・グループの名称 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 住所 | 日光市 |
| 電話番号 | （　　　） | 規約等の有無 | 有　・　無 |

※ 団体等の規約等がある場合は、規約、会員名簿等の写しを添付してください。

２　構成員（代表者を含む。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 業種 | 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 連携による活動内容 | 備考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

※　各団体等の概要書と役員名簿を添付してください（個人の構成員を除く。）。

３　事業概要

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名称又はテーマ |  |
| 事業区分（○を付けてください。） | アイデア創出事業 ・ アイデア事業化推進事業 ・ 開発商品等販売促進事業 |
| １　連携による事業を計画した背景、目的等２　活用する地域特色、地域資源等３　事業の内容（開発する商品等の販売予定先等を含む。）４　実施スケジュール５　事業の実施により期待できる効果６　その他参考となる事項 |

様式第２号（第６条関係）

日光市税及び公共料金の納付状況に関する調査の同意書

日光市長　　　様

私は、日光市農商工観連携・ビジネス創出促進事業費補助金の交付申請書の提出に関して、次の市税及び公共料金の納付状況の調査を受けることに同意します。

１　市税

２　水道料金・下水道使用料

３　し尿汲取手数料

平成　　年　　月　　日

住所

団体等名

　　　　　　　　　　　　　　　 代表者氏名

様式第３号（第７条関係）

事　業　実　績　書

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名称又はテーマ |  |
| 事業区分（○を付けてください。） | アイデア創出事業 ・ アイデア事業化推進事業 ・ 開発商品等販売促進事業 |
| 事業の概要 |  |

事業の成果等

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の実施期間 | 開　始　　　　　　　年　　　月　　　日完　了　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 活用した地域特色、地域資源等 |  |
| 事業の成果 |  |
| 今後の事業展開 | 事業展開の有無及び理由 | 有　・　無 |
| （理由） |
| 事業の概要（「有」の場合のみ記入してください。） |  |
| スケジュール（「有」の場合のみ記入してください。） |  |
| その他参考となる事項 |  |

※事業の成果がわかる成果品、写真、書類等を添付してください。

※事業計画の時点から構成員に変更があった場合は、構成員の名簿等を添付してください。

様式第４号（第８条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 消費税仕入控除税額報告 |  |

年　　　月　　　日

日光市長　様

住所

氏名

年　　月　　日付け　　　第　　号で額の確定通知があった日光市農商工観連携・ビジネス創出促進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したので、日光市農商工観連携・ビジネス創出促進事業費補助金交付要綱第８条第１項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 金額 |
| １ | 補助金の確定額（補助金等確定通知書により通知した額） | 円 |
| ２ | 補助金の額の確定時における消費税仕入控除税額 | 円 |
| ３ | 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 円 |
| ４ | 補助金返還相当額（３の額から２の額を差し引いた額） | 円 |

添付書類　積算の内訳書